◎新潟県告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第54条第３項の規定により、上村君子ほか１名から区画整理事業城原上方地区（全換地区）に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成26年３月28日

新潟県十日町地域振興局長